

徳島県告示第四百八十四号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二の規定により、指定医療機関の名称の変更について、次のとおり届出があった。

令和七年九月二十二日

徳島県知事 後藤田 正 純

名 称		所 在 地	開 設 者	変 更 年 月 日
旧	新			
林内科	林内科・皮フ科	徳島市中昭和町二丁目九四	医療法人はやし会	令和七年八月一日